

西宮市市県民税特別徴収通知書他関係書類印刷等委託業務 事業者選定審査基準

1 審査方法

本件の審査は、西宮市市県民税特別徴収通知書他関係書類印刷等委託業務の受託事業者選定に係る公募型プロポーザル募集要領に基づき提案された企画提案書及び見積書について、プロポーザル方式による受託事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において審査する。審査に当たっては、事業者によるプレゼンテーションを実施する。

2 審査項目及び配点

審査は、事業者の信頼性、提案内容及びコストの視点から、以下の表に基づき実施する。

【審査項目・配点表】

審査項目		審査基準	配点
提案内容	①業務実施方針・コンセプト	国及び他都市の動向や本業務の目的を理解し、本業務を履行するにふさわしい実施方針・コンセプトであること。	10点
	②提案内容の具体性・実現性	本市の内部管理マネジメントの取組等を踏まえ、本業務の実施内容や実施方法が具体的に示され、職員等への負荷も軽減され、実現性が高いものであること。	20点
	③提案内容の専門性・充実性	本業務の実施内容について、専門性が高く、充実していること。	20点
事業者の信頼性	④業務実施体制	内部統制制度に精通した者が配置され、業務実施体制が確保できていること。アクセス制御等のセキュリティ体制や環境が整っていること。	20点
	⑤業務実績等	事業者の経営実績や過去における民間企業・地方公共団体への同種・類似業務の実績が豊富であり十分な成果が期待できること。	10点
コスト	⑥見積金額	応募者中の最低見積金額と各応募者の見積金額により算出するものであること。	20点

【評価ランク】

ランク	評価	配点係数
A	特に優れている	100%
B	優れている	75%
C	平均点・普通	50%
D	やや劣る	25%
E	劣る	0%

3 選定方法

- (1) 委員会の委員長及び委員（以下「委員等」という。）は、応募者ごとに企画提案書の審査を行い、各審査項目について評価し、委員等ごとに点数（1人100点）を算出する。
- (2) 算出した委員等の点数の合計（以下「総合計点数」という。）が最も高い応募者を最も優秀な者として選定する。ただし、総合計点数が満点の6割に満たない応募者や、①から⑤の各審査項目において、出席委員等の半数以上から最低ランクと評価された応募者については、選定の対象外とすることがある。
- (3) 総合計点数が同点となった場合は、②の審査項目、③の審査項目の順に委員等の評価点の合計点数が高い応募者から順位づけを行い、これによっても同順位の応募者がある場合は、委員等の択一投票により、当該同順位の応募者の順位を決定する。ただし、択一投票の結果が同数となった場合は委員長が決する。
- (4) 応募者が1者の場合であってもプレゼン・ヒアリング審査を行い、その評価点の6割以上であった場合は、その応募者を受託候補者とする。